

市議会用語集

文中の(注)を付けた言葉について解説します。

注1 [2ページ]

議員



議員は選挙で選ばれ、その任期は4年。
各区の議員定数は以下のとおりです。

合計 68人

中央区 8人	北区 10人	東区 9人	白石区 7人	厚別区 5人
豊平区 7人	清田区 5人	南区 5人	西区 7人	手稲区 5人

注2 [3ページ]

条例



地方公共団体が、自治権に基づいて法令の範囲内で
制定する自主法。議会の議決によって定められます。

注3 [3ページ]

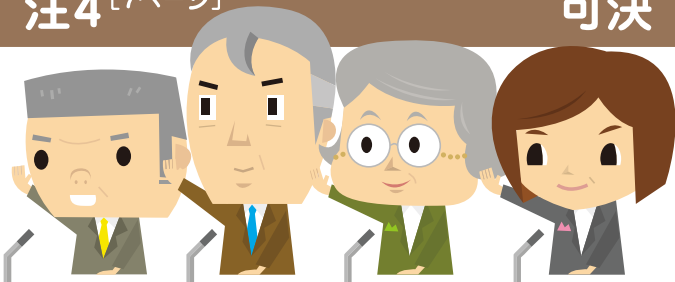
議案



会議で取り上げられる原案。
話し合いや取り決めの対象となる案件。

注4 [7ページ]

可決



提出された議案の内容について賛成(承認)し決定すること。
それに対して議案を承認しないことを
決めることを否決といいます。

注5 [7ページ]

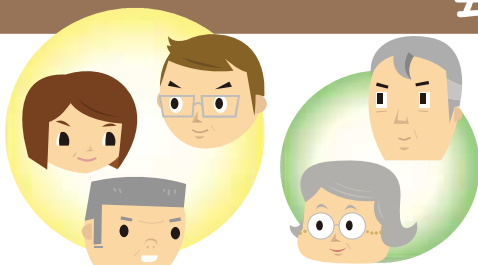
質疑



議題に対し、不明確な点を質問して
提出者などに説明や意見を求めること。
それに対して質疑に答えることを答弁といいます。

注6 [7ページ]

会派



自分たちの意見をより多く市政に
反映させることを目的とした、
意見や考え方を同じくする議員の集団。

注7 [7ページ]

討論



議題に対して、賛成か反対か、意見や考え方を
表明すること。討論の目的は、まだ賛否を決めていない、
または意見の違う議員を、自分の意見に
賛同・同調させること。